

令和六年四月射水市議会臨時会

市長提案理由説明要旨

本日、射水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご参集を賜り、お礼申し上げます。

はじめに、去る三日に、台湾東部沖を震源とするマグニチュード七・二の地震が発生しました。本市の友好都市である台北市士林区では、大きな被害は発生していないと確認しております。

また、十七日には愛媛県や高知県などで最大震度六弱の地震が発生し、土砂崩れなどの被害が確認されております。

被災された方々には、一日も早く穏やかな日常が戻るよう心よりお祈り申し上げます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

令和六年度射水市水道事業会計補正予算（第一号）及び令和六年度射水市下水道事業会計補正予算（第一号）につきましては、去る一月の能登半島地震により被害を受けた下水道管渠等の施設のうち、国の災害査定を受けた箇所について速やかに復旧工事に着手するため、その事業に要する経費を追加するものであります。

補正予算の規模は、二つの会計を合わせて、十一億六百五十六万四千円となっております。

予算以外の議案につきましては、「射水市立片口小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について」を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第七十九条の規定により、射水市市税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるほか、地方自治法第百八十条の規定による専決処分について報告するものであります。

以上が本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。